

日本私学振興財団特色ある教育研究
外貨換算会計生成史研究
(研究報告論文・資料集)

井 戸 一 元

拙著『日本私学振興財団特色ある教育研究 国際会計研究叢書 外貨換算会計生成史研究(研究報告論文・資料集)』(1996.12)豊橋創造大学短期大学部経営情報科(1頁~426頁)は、平成2年,3年,6年,7年度日本私学振興財団の「私立大学等経常費補助金特別補助のうち個性化推進特別経費(特色ある教育研究)に係る研究」,ならびに藤ノ花学園の特別研究助成の対象となった成果の公表物である。本資料により、本書を紹介する。

A Research on Historical Changes of Accounting for
Foreign Currency Translation in the U.S.

Kazumoto IDO
Toyohashi SOZO Junior College

Keywords

*Foreign Currency Translation, Foreign Operation, Net Monetary Position,
Profits Available for Distribution, Historical Perspective*

Abstract

The subject of accounting for the translation of foreign currency financial statements has been widely researched since 1965. Much of this research to date, both empirical and theoretical, has been motivated by a recognition of the effect of foreign exchange fluctuation and translation adjustment. Currently, the Situational Approach is accepted in the field of international accounting worldwide, though this approach may not always be suitable.

This paper reviews 19th century developments in methods of reporting the financial results of foreign business operations used by accountants in the UK. It shows that many of the methods of foreign currency translation which have been proposed by accounting regulators have a common origin in one method first developed in the 1890s. Moreover, while the methods proposed by accounting regulators have been applied to the translation of financial statements of foreign operations, the method from which they were derived was designed as a valuation technique for reporting the net monetary position of foreign operations in order to identify the extent of profits available for distribution.

In conclusion, there is a need for research with historical perspectives to be considered when setting international accounting standards. Further, even if accounting standards are different, the disclosed translation adjustments should be mutually recognized.

1 本書の研究目的および方法

1960年代初頭の国際会計成定期以来、国際会計上、重要問題が多数かつ多面的に発生した。この分野の研究が1960年以降に顕著となるのは、企業の経済活動のグローバル化に起因する。60年代初頭からの国際取引の増加、本国親会社との合併・連結の機会の増加、60年代半ばからの多国籍企業（Multinational Enterprise: MNE）の誕生、70年代からの本格的な固定相場制から変動相場制への移行、生産活動の現地化、それに伴う直接投資の機会の増加、当該企業の為替リスクにエクスポーズされる機会の増加、そのリスク管理の必要性の増大、80年代から90年代初頭にかけての現地証券市場での株式発行や社債の売り出しの機会の増加、それに伴い財務諸表の国際比較可能性（Comparability）の確保をテーマとして会計基準の統一化（Uniformity）、調和化（Harmonization）、開示情報の相互承認（Mutual Recognition）、国際会計基準の国内化の可能性と限界が議論され、国際協力の必要性が一層求められている¹⁾。なかでも、国際会計基準の国内化をめくっては、たとえば、外貨表示財務諸表の換算会計基準は、日本の場合、商法、税法により取得原価主義、確定決算主義というフレームワークによって拘束されており、時価情報を重視する決算日レート法を中心とする国際的潮流とは異なる。

企業の国際的集団化に伴い、企業の業績を海外子会社などを含む連結ベースで評価するのが慣行となってきている現在、為替レート変動によって発生する換算上の差額を最終的に業績の

一部を構成するものと解するべきか、あるいは、業績とは無関係な資本修正的項目と解するべきか、検討を必要とする。決算日を迎えた当該企業にとって為替換算に基づく損益は、その計上の是非によって配当可能利益（profits available for distribution）額算定に影響を及ぼすとともに、決算日の為替相場による換算金額の修正に一種の未実現損益の計上と考えられるものを介在させることになるからである。

外貨換算会計は、本国主義（Ethnocentric, Parent Perspective）にあつては邦貨（本国通貨：domestic currency）による企業の財政状態および経営成績を明示することが目的となる。為替決済損益や為替換算損益は、為替レート変動に伴う通貨間の価値差額を示すものであり、報告通貨単位でこうした対象の損益を示すものであるため、在外活動単位の財政状態および経営成績を正確に表わしていることにはならない。親会社の外貨建取引についても同様であり、実際の営業上の取引とは別の通貨価値の変動に起因する損益が介在してくることになる。こうした点を考慮して換算に際して、換算の「パラドックス」を排除する換算法の採択が求められるのである²⁾。

今日、一般的に外貨換算会計は、1960年代を起点とする国際会計の一領域を構成するものと解されている。本書は、こうした国際会計の一領域である外貨換算会計が、時代要請により如何にイギリスおよびアメリカにおいて生成発展を遂げてきたかについて論述した。これは、学術的文献研究の結果、その生成は一様なものではないことが判明したからである³⁾。従来のも

1) 大雄令純著『比較会計論』白桃書房（1985.6）3頁。

2) 外貨換算を必要とする場合は、次の3つがある。

(1) 企業が外貨建取引を行っている場合

(2) 在外支店の外貨表示財務諸表を本店の諸勘定に合併する場合

(3) 企業が海外に子会社や関連会社をもっており、これらの会社の財務諸表を親会社の財務諸表と連結する場合(2)と(3)の場合では、外貨表示財務諸表のすべての項目を報告通貨単位に換算しなければならない。この場合、報告通貨として何を採用すべきか、外貨尺度説、複数貨幣尺度説の立場を採るか、あるいは、外貨尺度否定説、単一貨幣尺度説の立場を採るか（染谷恭次郎著『国際会計 新しい企業会計の領域（増補版）』中央経済社（1984.8）55頁～60頁。）を考慮し、現地主義、本国主義などの概念が絡み合ってくることになる（宮田達郎著『外貨建取引等会計処理基準十講』同文館（1980）47頁～48頁。）。

3) 詳細については、拙稿『日本私学振興財団私立大学等経常費補助金特別補助（特色ある教育研究）報告論文 外貨換算会計生成史研究』（1993.3.20）1頁～451頁参照。

わが国におけるこれまでの外貨換算会計の文献研究の足跡を年代順に整理した先駆的研究成果として、新井清光教授の「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集」、『早稲田商学』第231号（1973.11）101頁～152頁、「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集（2）」、『早稲田商学』第257号（1976.6）77頁～108頁がある。

大の実証研究に対して、文献研究という立場での程度、外貨換算会計がテーマとしてこれまで取り上げられてきたかを検討する必要があった。そこで代表的な3誌、"Accountant"、"Journal of Accountancy"、"Accounting Review"について創刊号から1950年まで文献検索をした結果、48編を検索した。また、この48編を除いて、1950年以降分の3誌を含む66英文専門誌などについて文献検索をした結果、1993年上半年期までで1,919編、AIAなどの機関による調査公報、調査報告を含む基準書などで42編を検索した。同様に、日本国内で80和文専門誌などについて文献検索をした結果、国際会計の一部を含む外貨換算会計をテーマとして最初に掲載された1933年から1996年5月までで1,613編を検索した。これに基づき「外貨換算会計雑誌記事索引」を作成した。同索引により、外貨換算会計生成発展史的観点からの研究がこれまでになされた形跡が皆無に等しいことを確認した。アメリカ外貨換算会計は、その萌芽期においてイギリス外貨換算会計の影響下にあった。こうした研究の必要性から当時のイギリス外貨換算会計についても考察を加えた。1891年のイギリスでAccountant誌上で歴史上初めてこの研究領域を紹介したのは、プラム(H.A.Plumb)の「イギリス企業の計算書類における通貨変動の取扱⁴⁾」と題する雑誌論文である。したがって本書は、1960年代を起点とする国際会計の一領域としての外貨換算会計を強調するよりはむしろ、国際会計が20世紀後半より外貨換算会計を包含した研究領域として捉える遥か以前の外貨換算会計の萌芽ならびに生成発展に注目する歴史研究である。

本書は、資料に基づき論考し、外貨換算会計史におけるその位置づけを明確にしつつ体系化を図る類型化研究でもある。このような外貨換算会計基準の類型化は、会計基準の統一化の可能性とその限界を検討するための基礎研究となる。今後の外貨換算会計のあるべき姿を指し示

す基となるからである。そして外貨換算会計実務、理論、歴史、制度、政策および教育の態様に対して換算損益の本質究明を試みた。

なお、外貨換算会計についてアメリカを研究対象とした理由は、企業の大規模化と国際化に伴う会計問題が多発していた国であったからに他ならない。基軸通貨としてのドル通貨の国際通貨としての地位の変遷とともに、アメリカ外貨換算会計は、20世紀を通じて一大変革を遂げたからである。

現在の外貨換算会計研究は、現行の各換算基準を適用した場合の実証に関する研究、リスク管理やキャッシュ・フローとの関連で捉えた実証研究が多い。外貨換算会計があまりにアド・ホックなテーマであることから、即、生成史研究という観点からの文献研究の制約条件となった。逆説的ではあるが、たとえば、1970年代の米ドル・金兌換停止、固定相場制から変動相場制への移行、オイル・ショックなどの経済事象は、外国為替市場に与えた影響調査や固定為替相場制度の安定維持、さらに変動相場制への移行後も変動幅を可能なかぎり小さいものとするための制御を図ることを意図した経済学、殊に経済政策的な要素を多分に含む研究課題にこそなれ、歴史的観点にたつ外貨換算会計上の研究対象とは考えられにくいという制約条件下にあったと考える。本書は、この間の状況を概観するために社会環境、経済情勢、そして会計処理方法を時代別に分析した。各時代における特徴的な背景を勘案しながら会計処理目的を設定し、会計処理方法を論理的に整理する方法論を採用した。こうしたアプローチにより如何に現在の米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)や国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)の基準書などに見られる発展した様相に到達したか、その経緯と現状を捉えることが可能となる。

4) H.A.Plumb, "The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies," *Accountant*, April 4, 1891, pp. 259-271.

2 本書の主旨と成果

アメリカ外貨換算会計史のなかで、換算会計実務として最初に市民権を獲得したのは、流動・非流動法 (Current-Noncurrent Method) である⁵⁾。これより先の19世紀末のイギリスでは、変動・非変動法 (Floating-Nonfloating Method) による処理が理論的換算法として当時の実務界では、一般に知られていた。

変動・非変動法は、金本位制を採用していた当時のイギリスに対して、複本位制を採用している国や紙幣大量発行をしているに過ぎない管理通貨制度以前の制度を採用している国との換算に伴う会計が問題とされた時に、実務慣行のなかから誕生した換算法である⁶⁾。変動・非変動法は、流動・非流動法の原型である。

換算会計は、歴史上、1900年のアメリカでの金本位制度の導入、1914年の第一次世界大戦勃発、戦争の影響からの "official rate" 設定と為替レート規制、利益送金の制限、外国通貨およびドル平価の切下げ、金兌換停止、1939年の第二次世界大戦勃発などの環境変化に対処すべく著しく変化を遂げた。その発端が、アメリカにおける流動・非流動法の制度化の検討であった。

その起爆剤となったのが、1922年のアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants: AIA) 年次総会シカゴ大会でのアッシュダウン (C.S.Ashdown) 報告⁷⁾ である。

アッシュダウン報告は、当時のアメリカにおいて変動・非変動法を流動・非流動法として紹介し、アメリカ外貨換算会計の制度化に一定の方向性を与え、その実務上の定着に寄与したものと考える。ただし、両換算法は、次の点で異なる。すなわち、その相違は変動概念と流動概念の相違に起因すると推察されるが、変動・非変動法が、本位制度に注目した上で各国を制度別に分類し、外貨建変動項目が為替リスクにエクスポーズされている程度を認識したのに対して、流動・非流動法は、本位制度からは離れて外貨建流動項目について決算日現在の実態把握のために、換算差額の認識に専念した点で異なる。

その結果、制度化の第一歩として1931年、AIAは、組織的研究成果であるAIA公報「外国為替損失⁸⁾」を公にした。AIAは、1931年以降の約20年間に為替換算差額の実現・未実現を検討し続け、7つの報告書⁹⁾を公表した。

31年公報は、流動・非流動法に関するもので

5) 拙稿「イギリスにおける外貨換算会計の萌芽」『豊橋短期大学研究紀要』第7号(1990.3)17頁。

本来、外貨換算は、流通手段や決済手段としての通貨が異なる国々や地域間における取引に際して必要に迫られて誕生した実務慣行である。これに対して、外貨換算会計は、為替環境の急激な変化を受け、会計実務を通じて国際会計領域に誕生した固有の研究領域である。ここで「固有の」と言うのは、1960年代に入りようやく市民権を得たという意味においてであり、本来、会計実務は、はるかに先行するが、この分野における学術的文献研究によればその萌芽は、1890年代のイギリスに遡ってその形跡を認めることができる。なお、変動・非変動法は、換算会計史上で命名されたことさえない。本書において、流動・非流動法の原型として命名する。

6) 当時のメキシコ銀の大量の産出により供給過剰をもたらし、銀市場価格の続落を引き起こし選択適用されたものと考えられる。

7) C.S.Ashdown, "Treatment of Foreign Exchange in Branch-office Accounting," *Journal of Accountancy*, Oct., 1922, pp. 262-279.

8) American Institute of Accountants, "Foreign Exchange Losses," *Bulletin of AIA*, Dec. 15, 1931, pp. 1-3.

9) 拙稿「研究ノート アメリカ外貨換算会計の生成」『経営総合科学(愛知大学経営総合科学研究所)』第56号(1991.2)53頁~77頁。

AIA, *Bulletin of the American Institute of Accountants No.92*, "Foreign Exchange Losses," Dec. 15, 1931.

AIA, *Bulletin of the American Institute of Accountants No.117*, "Memorandum on Accounting for Foreign Exchange Gains," Jan. 11, 1934.

AIA, Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No.4* (ARB#4), "Foreign Operations and Foreign Exchange," Dec. 1939.

AIA, Research Department, "Foreign Exchange Rates," *Journal of Accountancy*, Feb. 1940.

AIA, Research Department, "Foreign Operations and Foreign Exchange," *Journal of Accountancy*, Jan. 1941.

AIA, Research Department, "Accounting Problems Arising from Devaluation of Foreign Currencies," *Journal of Accountancy*, Jan. 1950.

AIA, Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No.43* (ARB#43), "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletin," Chap. 12, 1953.

ある。同換算法は、財務諸表項目を信用分析に用いられてきた手法に基づいて、流動項目と固定項目に区分して複数レート換算を提唱する換算法である。流動・非流動法は、1913年以降、換算会計史上、稀に見る約40年間におよぶ歴史をもつことになった¹⁰⁾。そして1953年、その成果は、AIA会計調査公報第43号第12章¹¹⁾として集大成され、固有のアメリカ外貨換算会計制度が確立された。

AIAは、53年公報により為替環境が激変するなか、為替換算会計実務が流動・非流動法を周知の換算法とするなかで、流動・非流動法を制度上、明確な基本換算法とした。また、AIAは、1931年から1953年までの検討過程を通じて国益重視、株主・債権者保護の立場から為替換算差額の認識をめぐり保守主義の立場をとりつつ、当期業績主義と利益剰余金計算による繰延経理について幾度か検討を繰り返した。ここに外貨換算会計の分野における当期業績主義と包括主義をめぐる議論の足跡を認めることができる。

これに続く貨幣・非貨幣法(Monetary-Nonmonetary Method)を中心とする外貨換算会計制度化に向けての大半の研究は、1950年代以降の約20年間に偏在する。

1920年代から60年代半ばにかけての会計政策を念頭においた外貨換算会計研究は、流動・非流動法と貨幣・非貨幣法の2種類の換算法の論理と制度化にむけての検討を中心に、かなり精力的にAIAなどの公的機関を中心に行われた。

その後1960年代末になって従来からその存在は確認されていたが、一般的には議論される機会の少なかった期末日レート法(Closing Rate Method)が、イギリスのカレント・コスト会計の影響を受けて登場した。1968年のことである¹²⁾。現地経済、殊に、南アメリカ諸国の経済がインフレーション傾向を呈し、現地貨幣購買

力が顕著な下落を引き起こしたことによって生じた為替換算差損益の認識と同会計処理についての問題に対処するために登場した。現地資産、現地負債の評価が問題になったことと軌を一にする。この換算論理は、今日の状況的区分に基づく換算法の誕生を予期していたものと考えられる。かつて決算日レート法が換算会計史上において、単独でその地位を確立したことはない。

続く、1970年代初めには貨幣・非貨幣法を改良したテンポラル法(Temporal Method)が誕生した。これまでの換算法は、換算に際して財務諸表項目を流動項目か固定項目か、あるいは、貨幣項目か非貨幣項目かによって区分することで、換算レートを選択適用して換算処理を施し、本国通貨であるドル価額を算出してきた。しかし、ここには何故、換算レートが適用されるのかという問いに対して、一切、その理由は明らかにされてはいなかった。換言すれば、従来の換算法の項目別分類基準は為替レートの選択についての基準については不問にふしたままであった。テンポラル法はこの点に疑問を投げかけ、解法の糸口を求めた。同換算法は、外貨表示財務諸表換算の本質追求と換算会計のあるべき姿を模索し、その体系化を試みた換算法である。

これを機に換算会計史上、代表的な4種の換算法、すなわち、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法、テンポラル法そして状況法(Situational Approach: 決算日レート法を併用)が揃い、これらの換算法に内在する企業観と換算論理、さらに、制度化にむけての事前影響調査、制度導入後の実態調査を中心とする実証研究が、1970年代半ばより顕著となった。

決算日レート法(Current Rate Method)とテンポラル法や流動・非流動法との間で、在外活動の状況に応じて換算法を選択適用するという今日の状況法が、70年代に形成された。ほぼ、テ

10) A.L.Dickinson, *Accounting Practice and Procedure*, Scholars Book Co., 1913, pp. 120-126.

11) AIA, Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin No. 43 (ARB#43)*, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletin," Chap.12, 1953.

12) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Recommendation on Accounting Principles N.25*, "The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies," ICAEW, 17th Feb. 1968.

ンポラル法の誕生と時期を同じくする。

今日、FASBやIASBは、状況法を基本換算法として制度化を果たし、外貨換算会計基準の国際的統一化に向けその実現を果たしつつある。だが、その道のりは平坦ではなく、幾度もその制度化にむけて慎重な議論が闘わされている。未だに、完全な国際統一には至っていない。

外貨換算会計史と外貨換算会計理論の間に立脚して考察を加えると、次のような問題点が新たに今日の問題として生じてくる。すなわち、期末日レート法が、1968年にイギリスにおいて提唱されるようになった当初は、流動・非流動法との間で状況的区分が議論されたものの、70年代以降、アメリカをはじめとする先進各国においてテンポラル法と決算日レート法との間で状況的区分が展開されることとなり、換算論理にも変更が認められる点である。つまり、テンポラル法は貨幣・非貨幣法の修正法として位置づけられる。したがって、イギリスにおける68年当時の換算論理における決算日レート法の位置づけと、アメリカにおける70年代以降のそれとは異なる換算論理に立脚するものであると考えざるを得ない。(第13章 第4節にて詳述。)

さらに、外貨換算会計雑誌記事索引をパーソナル・コンピュータ、マッキントッシュ上でデータベース化し、発行年月、著者、タイトル、専門用語などのキーワードにより検索可能なものとした¹³⁾。もとより、文献、各種機関による公開草案、研究公報、研究報告の類もデータベースとして収録した。また、この系譜を概観するために「外貨換算会計年表」を作成した¹⁴⁾。

また、本書の巻末資料「外貨換算会計生成史関連論文・文献・基準等(和文・欧文目録)」は、データベースに収録した内容を年代順に示したリストである。同資料により、それぞれの時代においてどの程度、外貨換算会計が重要視されたかを推測することができる。論文の編数によ

り時代分布を検討することにより当該テーマに対する当時の問題意識の高さを測ることができると。さらに、論文のテーマから外貨換算会計の分析視角を推測することが可能となる。当然ながら、外貨建取引など換算会計実務が、外貨換算会計の成立に比して遥かそれ以前に先行して存在していた点に異論はない。

第一の特徴である研究成果の分布は、1965年以降に英語によって書かれた研究成果が全体の70%強を、また、同様に日本語によって書かれた研究成果が全体のほぼ99%強を占めている点である。この点は、1965年以降の時代が丁度、1960年以降に誕生した多国籍企業の経済活動が顕著となってくる時期とほぼ一致する。さらに、第二の特徴である研究手法は、これまで外貨換算会計研究領域において歴史的観点から研究が行なわれた形跡が、ほとんどない点である。これは、当時の人々が本位制度による平価換算実務ならびに2度におよぶ不幸な戦時体制を経験するが、そのたびに基軸通貨を設定しながらこの基軸通貨に基づき固定相場制度を維持しつつ比較的安定した恵まれた外国為替環境を確保してきたことにより、生成史研究は、重要なテーマとは考えられにくい環境下にあったからである。また、1960年までは一貫して国益重視の思想があったものの在外支店、在外子会社などの在外活動単位や多国籍企業のような経済主体が精力的に市場において活躍するという状況下にはなく、こうした財務情報に対するニーズは一部の社会的立場にある人々を除いて、強く求められてはいなかったものと推察できる。

当然ながら外貨換算会計は、連結会計、インフレーション会計、資金会計、デリバティブ(金融派生商品)会計などとも密接な関連性を持っており、外貨換算会計のみ財務会計研究領域から完全に摘出することは不可能と言わざるを得ない。また、換算差額の本質把握のためには、適用換算レートの決定に際し、為替レート決定

13) 詳細は、拙稿『平成2年度日本私学振興財団私立大学等経常費補助金特別補助(特色ある教育研究)多国籍企業の「為替リスク管理の重要性」と「企業内容の開示をめぐる諸問題」の認識』(1991.3.31)1頁~172頁参照。

14) 拙稿『平成3年度日本私学振興財団私立大学等経常費補助金特別補助(特色ある教育研究)OA機器による多国籍企業の「為替リスク」ネットワーク管理』(1992.3.31)1頁~91頁参照。

要因・変動要因についても考慮に入れなければならないが、この点については経済学上のテーマとしてその説明を委ねざるを得ない。それは、中央銀行制度や為替決済制度、通貨の貨幣購買力の変化、金利情勢、貿易収支動向、物価情勢などの経済のファンダメンタルズ(基礎的条件)、国の内外の政治的安定性など経済学上の分析手法と研究成果の援用を要することになるからである。その一例が、1971年8月の米ドルと金との兌換停止、いわゆるニクソン・ショックによる旧国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)体制の崩壊と、同年12月のスミソニアン協定を経由しての1973年2月からの変動相場制への完全移行である。こうした時期の不可逆的な世界的規模での固定相場制から変動相場制への移行は、換言すれば、第二次世界大戦後に確立された米ドルを基軸通貨とする国際金融体制の崩壊過程における多国籍企業の在外活動の評価方法、開示方法の変更過程と捉えることができる。こうした現象から派生する会計実務問題への対処方法が、具体的に国の内外において国際会計に対して求められた。その結果、外貨換算会計の調整期を迎えるに至ったと解する。

外貨換算会計基準の類型化は、会計基準の統一化の可能性とその限界を検討するための基礎研究となる。外貨換算会計生成史のなかでもアメリカ外貨換算会計生成史を研究することは、今後、国際会計基準に大きな影響を与えると予想されるアメリカ基準の設定論理を学ぶことと等身大ではないが、相似であると考え。さらに、これは会計基準の統一化、調和化、開示情報の相互承認、国際会計基準の国内化をめぐるわが国の外貨換算会計基準に一定の方向性を与えるものと考え。今後、多国籍企業にとって開示基準、開示のためのコスト・ベネフィット、そして為替リスク管理の関係は、コンピュータ・ネットワーク管理を介して密接な結び付きをもつ。同様に、国際会計基準の国内化とリスク管理の関連をめぐって基礎研究の必要性がある。

3 本書の構成

本書は、次の15章で構成する。

序

- 第1章 外貨換算会計の歴史的意義
- 第2章 アメリカ外貨換算会計前史
- 第3章 流動・非流動法の形成と制度化
- 第4章 国際会計士会議 1933年ロンドン大会報告
- 第5章 流動・非流動法の第二次世界大戦への対応
- 第6章 流動・非流動法に対する批判的見解
- 第7章 貨幣・非貨幣法の形成と制度化
- 第8章 テンポラル法の形成
- 第9章 決算日レート法の形成
- 第10章 テンポラル法 対 決算日レート法
- 第11章 米国財務会計基準審議会による1981年の換算論理の変更
- 第12章 為替レートの選択とAAA国際会計委員会1975年報告
- 第13章 外貨換算会計類型化と国際会計基準への調和
- 第14章 英国外貨表示財務諸表換算会計の国際会計基準国内化への対応
- 第15章 変動相場制への対応と管理会計

結語

外貨換算会計生成史関連論文・文献・基準等(和文・欧文目録)

4 本書の概要

本書の概要を各章ごとに述べると、次のとおりである。

序では、本書における研究のための背景ならびに章構成について述べ、全体像を概観した。外貨換算会計の史的展開による研究は、外貨換算会計研究において稀少性があり、今後とも深めなければならない研究課題の1つである。

第1章「外貨換算会計の歴史的意義」では、外貨換算会計の歴史的意義をテーマに、外貨換算の要請、外貨換算会計生成史研究の目的、意

義，対象，方法をテーマとして本書全編にわたるフレームワークを構築した。

近年，国際会計論のなかで外貨換算の要請として連結財務諸表作成，外貨建取引の把握，在外活動単位の行動把握，現地独立活動単位の営業報告などが掲げられる¹⁵⁾。歴史的考察とその論理を考察することにより実践指針となる問題解決の手法を開発できると考える。資料を解読し，論理を構成することにより，将来の外貨換算会計問題の解決に役立つと考える。

時代の変遷とともに発生した外貨換算会計の課題が何であったか。また，課題を解決するための会計処理方法がどのようなものであったか。そこに内在する理論は何か。本書は，こうした一連の問題点を解明する目的をもった研究である。それは外貨換算会計生成史を検討するに際し，現代の抱えている外貨換算会計問題が，100余年におよぶ外貨換算会計史のなかで時代背景は異なろうとも，絶えず見え隠れする問題意識の点で程度の差こそあれ，その本質のところで異なることがないと考えるからである。

こうした考えの下で，論理的方法が経済社会の空間に即して横断的分析を思考するとすれば，歴史的方法は時間に即して縦断的分析を思考すると捉えることができる。したがって，外貨換算会計理論と外貨換算会計史の相互補完によって初めて外貨換算会計研究領域の全体像の解明が可能となる。逆説的ではあるが，理論と歴史の充足によってのみの確な批判と実践の指針となる会計政策の策定が可能となる。外貨換算会計生成史研究において，今日的意義における外貨換算概念を想定して，これにたどり着くように論理を組み立て，これに向かって歴史上の資料を位置づけてゆく文献研究，つまりその遡及によって本質論研究の1つの方途が開かれるのであって，歴史研究の現代的意義に光を当てることが可能となる。

また，外貨換算会計史，あるいは外貨換算会計生成史という用語は簿記史，工業会計史，管

理会計史などと比べると，その体系化を試みる研究は始まったばかりであるが，外貨換算会計のような新しい会計技術の創出は，偶然の所産というよりはむしろ必然的な帰結と解すべきである。

外貨換算会計生成史を検討するに際し，換算論理に多少の相違はあろうとも，何らかの系統性があり，その手掛かりが存在するに違いないことを念頭におき，それを実証する意味で巻末索引に基づいて，外貨換算会計年表を作成した。これにより外貨換算会計の歴史的系譜を概観できると考える。同年表は，代表的な5つの換算法との関連で重要と考えられる雑誌論文，調査公報，基準書などを年代と各時代のさまざまな環境変化誘導要因との関連で結び付けた年表である。

第2章「アメリカ外貨換算会計前史」では，アメリカ外貨換算会計前史研究をテーマに，文献研究として外貨換算会計の研究対象となったのは，1891年のイギリスでのAccountant誌上におけるプラム論文に端を発する点を指摘した。これはプラム論文以前には，既に，外貨建取引や外貨表示財務諸表の換算実践は存在していたが，未だ文献研究は見いだせないからである。本章では，本位制度との関わり合いのなかで，金本位制度下にあった1890年代のイギリス企業とその他の金銀複本位制度，あるいは銀本位制度などのイギリス本国とは異なる通貨制度を有する国々の企業との間の取引に際して，在外資産や在外負債の評価，在外活動の経営成績の評価，報告をめぐる平価換算が一般的であった当時において，平価換算による換算済みの財務諸表に変動(floating)概念による区分に基づく変動・非変動法を施すことにより実際額を反映する形で変動資産，変動負債などに修正を加えるとどのような影響がでるか，このプラム流の発想に基づいて検討を加えた。平価換算が一般的であった当時における換算会計情報を，より有用なものとするために変動・非変動法は，用

15) Frederick D.S.Choi & Gerhard G.Mueller, *International Accounting 2nd ed.*, Prentice-Hall International, Inc., 1992, pp. 137-139.

いられたと位置づける。同時に、その後の同換算法の精緻化過程にも触れた。変動・非変動法の精緻化をめぐり展開した1904年のディクシー(L.R.Dicksee)とカットフォース(A.E.Cutforth)の雑誌論文は、プラムの基本的な考え方を踏襲しており、後年、流動・非流動法という形で初期アメリカ外貨換算会計として20世紀初頭に結実することになるからである。なお、変動概念と流動(current)概念は、当時の例示列举によれば、ほぼ同義と解してよいと考える。ただし、元来、変動概念は、為替相場において用いられた用語である。また、当時、変動・非変動法から得られた経営情報がどのように役立てられたかについては、プラムは言及していない。だが、彼の発想が、会計実務家の間でエディトリアルなどを通じて非常に高く評価された点は、確かであった。

第3章「流動・非流動法の形成と制度化」では、流動・非流動法の生成と制度化をテーマに、プラムの業績以降、イギリスにおいて変動・非変動法が、実務慣行として生き続けると同時に、約半世紀を経て彼の換算法をモデルに流動・非流動法が、アメリカ外貨換算会計史上、初の換算法として認知され、制度として確立されることになる点について検討を加えた。その他のその後の換算法と較べても稀に見る約40年間の永きにわたって同換算法の黄金期を流動・非流動法は形成する。

1913年当時、アメリカの会計士であったディキンソンが、変動概念を流動概念に置き換えることにより流動・非流動法として換算論理は保持したまま、実務界にその論理を知らしめ、その定着に貢献した。それ以来、1922年までのしばらくの間、アメリカ外貨換算会計において変動概念と流動概念が用法上、併用されるに至り、専門用語として確定せぬまま交錯して用いられ

る時代が続いた。

アメリカ外貨換算会計において、流動・非流動法が真の意味で市民権を獲得し、用語統一が図られ、同換算法制度化の起爆剤となるのが、1922年9月のAIA年次総会シカゴ大会でのアッシュダウンによる「支店会計における外国為替の取扱」¹⁶⁾と題する報告である。彼の報告以降、AIAを通じて1930年代において次々と公報、調査報告、調査公報を通して制度化への充実が図られることになった。アッシュダウンの報告が流動・非流動法のアメリカ外貨換算会計制度への定着に果たした役割は、プラム以来の快挙であった。

アッシュダウン報告は、換算目的を3つ掲げている。

- (1) 本国親会社の会計記録は、在外活動単位への投資を適切に表わすものでなければならない。
- (2) 在外活動単位の会計記録は、現地の立場で正確に個別の財政状態を表示するものでなければならないし、在外活動単位の損益勘定に影響した換算調整勘定については、在外活動単位の帳簿にその旨、記載を要する。
- (3) 本国と現地の各々の財務諸表は、いずれも連結できるものでなければならない。

殊に、上記の(2)については親会社と在外活動単位の間での勘定の調和を促進するために、在外活動単位は、平価、あるいは、固定為替レート換算によって、ドル表示と現地通貨(local currency)表示によって交互計算を実行することが好ましく、同様の観点から親会社から購入した財貨である棚卸資産も両建表示させて記帳しておくことが好ましいとして、親会社勘定と棚

16) その時の内容については、9月の年次総会の翌月に刊行されたジャーナルに収録。

C.S.Ashdown, "Treatment of Foreign Exchange in Branch-office Accounting," *Journal of Accountancy*, Oct., 1922, pp. 262-279. なお、プラム論文に考察を加えた結果、彼の論文が1930年代初頭のアメリカにおいて実務上、流動・非流動法として名称変更を伴ってはいたが本質はそのままにして紹介され、制度化に一定の方向性を与え、定着に寄与したものと考える。アッシュダウン報告が制度化をすすめた。拙稿「イギリスにおける外貨換算会計の萌芽」『豊橋短期大学研究紀要』第7号(1990.3)17頁~24頁。

卸資産勘定はともに通貨価値が減価した所では、評価減、すなわち、過小表示するように手配するよう提案している。具体的には、第一勘定により固定為替レート換算結果を記帳し、第二勘定により現在の為替レート換算結果と固定平価為替レート換算結果の差異を記帳することを提唱している。

流動・非流動法の制度化は、AIA1931年公報により図られた¹⁷⁾。だが、同公報は、固定資産を取得時、あるいは、構築時の為替換算レートによって換算する理由、流動資産や流動負債を期末日レートによって換算する理由を明らかにしていない。推察するに、為替レートが平価から著しく下落した時、固定資産をその取得日に有効である為替レート以外の為替レート、すなわち、平均レートやその他の実勢レートに近似する数値による換算を施すことの方が好ましいかも知れないとするアッシュダウンの1922年当時の考え方を継承したものと考える。また、後年、同公報は為替レート変動が著しい場合については例外を認めず、固定資産換算において取引日レート換算を求める理由を明記しなかったことは不適當であるとの批判を受けている。

AIA1934年公報は、AIA1931年公報をさらに進める形で為替換算差損を認識する場合においては、一時的な性質のものであっても当期損失として認識することを求めた。逆に、差益を認識する場合には、為替相場が顕著に変動し、その趨勢が反転する可能性が将来に予測される場合においても、利益の実現という観点から未だ疑問の余地があることから、利益としての認識を繰延べることが妥当であるとする見解をとった。

第4章 「国際会計士会議 1933年ロンドン大

会報告」では、混迷期を迎えた1933年に開催された国際会計士会議 (International Congress on Accounting) ロンドン大会におけるカットフォース (A.E.Cutforth) 報告「経営成績および資産価値に関する会計との関係でみた外国為替変動」¹⁸⁾に考察を加えた。カットフォースは、1910年に変動・非変動法の精緻化をめぐる外貨換算会計に尽力した人物と同一であり、23年後の本報告で外国為替変動に関わる会計領域を体系化し、科学的会計システム導入の必要性を提唱した報告者である。

彼の換算法は、貨幣性変動資産、貨幣性変動負債の評価に際し、期末日レート換算を提唱するものであり、流動・非流動法の考え方を踏襲した。また、この問題について考える時、配当可能利益の法律上の解釈について留意する必要がある点についても言及している。イギリス法の観点からである。立法府は、「利益」を定義しようとするようなことは意識的に避けてきた経緯について触れ、実務上、会計士をしている立場では、ほとんど毎日、その問題の実務的なさまざまな面に接し、満足の得られる定義を与えることは不可能であることを承知している当時の状況を明らかにした。だが、判決を求めてイギリス法廷に持ち込まれてきている当時の特定の事件において、特定の諸原則が判事達によって示されている点を明らかにすると同時に、こうした諸原則の内の1つに、配当可能利益算定にあたり変動資本の損失、または、循環資本の損失は、埋めあわせなければならないが、固定資本の損失は必ずしもそれにはおよばないとするものがあることを紹介している。この点に関する限り、結局、取引銀行に資本勘定で後に支出する目的で蓄えられている現金は、明らか

17) 拙稿「第4章 アメリカ外貨換算会計生成史」,河合秀敏編著『国際会計と国際監査』同文館(1993.7)51頁~69頁。

18) A.E.Cutforth, "Exchange Fluctuations in Relation to Accounting as Regards Operating Results and Asset Values," *Proceedings of The 4th International Congress on Accounting - London, 1933 (Tuesday, 18th July, 1933, Morning Session)*, pp. 67-120.

拙稿「外貨換算会計生成史 - 国際会計士会議 1933年ロンドン大会カットフォース報告をめぐる -」『豊橋短期大学研究紀要』第10号(1993.3)65頁~88頁。大会の概要については、中地 宏稿「古き国際会計士会議を尋ねて(3)軍拡政策と為替戦争を反映した会計士集会 第4回・ロンドン会議(1933年)」『会計ジャーナル』(1983.5)90頁~99頁。

に変動資本である。しかし、それが通常の企業の営みに必要であり、その目的に使われるといった意味においては、変動資本ではない、としている。したがって、カットフォースは、判断根拠をすべての状況下において固定資本に転換する予定で留保される変動資本の為替差損が、損益計算書に記入されなければならないとする見解には賛同できないとした。なお、こうした議論の末、計算書の精度に関して、相対的精度の確保をすることが必要であり、絶対的精度の確保にはおよばない点を指摘している。

第5章「流動・非流動法の第二次世界大戦への対応」では、カットフォース1933年報告の成果を待つことなく1939年から始まる第二次世界大戦とその戦禍による国際環境変化にどのように外貨換算会計が対処したかについて検討を加えた。平価切下げ、利益送金の制限などの事態が相俟って、当時主流であった流動・非流動法による換算結果と経済実態との間に乖離が生じ、財務報告結果においてその合理性を失わせ、現実性を欠如せしめた。この換算処理に対する否定的見解が、社会に蔓延することになった点に注目し検討を加えた。換言すれば、1930年代以降、当時のAIAから公にされた会計調査公報や調査報告に基づいて外貨換算会計領域において市民権を確保した流動・非流動法が、第二次世界大戦にどのように対応したかについて検討を加えることが本章のテーマである¹⁹⁾。

1939年のAIA会計手続委員会と研究スタッフによる答申である会計研究公報第4号(ARB#4)は、第二次世界大戦によって発生した当時の緊急問題、在外事業を展開する企業に關与している会計実務家から在外事業をめぐって発生する会計上の諸問題について多数の質問がAIA事務局に寄せられ、これに答えるべく、委員会が取りまとめをした成果である。これは、これまでのAIA1931年公報、1934年公報を踏襲しており、これを更に次の3点、(1)利益と資産の取扱

い、(2)在外子会社の連結、(3)為替損益の処理について補足する形で公にされた²⁰⁾。殊に、(2)については、その具体的開示方法を国内と国外の子会社の財務情報の提供、連結範囲の指定、在外子会社の資産、負債、損益、そして親会社持分の適切な開示形式にまで言及し、次のような4例を掲げている。

(A) 在外子会社の財務諸表は連結しないで次の情報を提供する。

- 1 国内の子会社のみ連結対象とした財務諸表
- 2 在外子会社について、その資産・負債、当該年度の損益・当該子会社に対する親会社持分についての適切な形式による要約

または、

(B) これまでのように国内子会社と在外子会社の財務諸表を連結するとともに、(A) 2も併せて情報提供する。

または、

- (C) 1 完全な連結財務諸表を作成する。
- 2 国内子会社のみ連結財務諸表を作成する。

または、

(D) 国内子会社と在外子会社の財務諸表を連結する。また、在外子会社に対する投資・在外子会社から得られる利益を国内子会社のそれとの区分を表示した親会社の財務諸表を作成する。

(3)については、これまで曖昧であった点を反省し、次のように4点を明確にした。

- (A) 実現損益は営業損益に記載する。
- (B) 在外純流動資産、同運転資産の換算価値低下に対しては、引当金処理をし、その旨、別途表示する。
- (C) 投資家にとって重要な財務情報である

19) 拙稿「アメリカにおける流動・非流動法に係わる会計批判」『豊橋短期大学研究紀要』第8号(1991.3)27頁~41頁。

20) 拙稿「外貨換算会計における流動・非流動法の生成」『会計』第144巻8月号第2号(1993.8)51頁~64頁。

ことから、この引当額が重要である場合、1株あたりの純利益を計算する場合の基礎となる純利益額算定に際して、引当前利益、引当額、引当後利益のすべてを表示する。

- (D) 引当額は本来、損益計算書に表示されるべきであるが、この処理に基づいて稼得利益に歪みをきたす場合には、損益計算書に注記した上で、剰余金に負担させる。引当前、引当後を不明確にする当年度純利益なる表示の使用をできるだけ避けるべきである。

さらに1940年当時、送金制限や送金に伴う為替換算レートにまで公式レートという形で規制が課されていた。こうした当時の状況に対処するために、AIA1940年調査報告が公にされた。同調査報告は、ARB#4には存在しなかった適用換算レート決定に関する重要部分に対して保守主義の観点から有効レートによる換算とその注記を求めるなどの指針を示した。

その後、送金制限、為替環境の一層の悪化からAIA1941年調査報告は、1940年報告にさらに3つの点で追加指針を示した。

- (1) 在外活動利益の実現部分の完全開示が、情報として有用である。
- (2) 資金移動制限の課されている状況下における連結範囲の指定の見直しを要する。連結基準が必要である。
- (3) 換算の一般的目的のためには、政策的意図をもって人為的に設定されている公式レートより自由レートを換算に際して適用することが好ましい。

40年報告、41年報告、そのいずれも強制力ある公表物であるとは言えないが、当時の調査部の見解がここに要約されている。

そして、1949年9月の30.5%におよぶポンド切下げに対処するために、ARB#4に示された指針では解決できない点についてAIA1950年調査報告は、特別な配慮を要するとして5点を指摘

した。

- (1) 平価切下げに伴い発生する損失は、在外活動に伴い発生する特有のリスクであることから、決して今後も恒常的に発生するものとは考えられない。このような性格の損失を損益計算書に計上することは、本来の純利益の内容を損なうことにもなりかねないため、誤った予測を導きだす恐れある為替換算差損失は、利益剰余金に負担させることが好ましい。
- (2) 営業損益の換算は、期中における平価切下げの場合、期中平均レート換算を施すよりも、切下げ後レートによって当期における全期間を通して算出されるすべての利益を換算することの方が、現実的な結果を算出することが可能と考えられる。
- (3) 固定資産の換算は、原則として流動・非流動法に従うが、平価切下げ後の換算レートによって利益換算される会計年度については、取得された固定資産については、切下げ後の換算レートによって換算する。
- (4) 長期負債の換算は、原則として実際契約時レート換算を施すことになるが、大幅な平価切下げ時には、切下げ後のレートによって貨幣決済されることになることから、切下げ後の為替レートによる換算が認められなければならない。固定資産が、現地資金調達によって確保される場合に発生する長期負債の減価分を、固定資産のドル表示簿価に修正を加えることが適当である。
- (5) 外貨表示株式資本の換算は、取引日レート、平均レート換算、あるいは平価切下げ後のレートのいずれかによって換算するべきであり、その決定に際しては、個別の場合に応じて決定しなければならない。

第6章「流動・非流動法に対する批判的見解」では、1910年代初頭から1950年代初頭にかけて外貨換算法としてかつてない長期にわたって大勢を占めた流動・非流動法に対する批判的見解

をテーマに、わが国の『国民経済雑誌』に掲載されている「為替相場の騰落に因る損益の研究」と題する原口亮平教授論文に検討を加えた。この論文に1934年当時としては稀に見る決算日レート法を提唱する先進的な彼の主張を析出することができるからである。当時の国際経済環境における日本の円の弱さを反映しての研究であると考えられる。また、1953年の属性(attribute)という観点に注目したメイスン(Perry Mason)とリンドウクウイスト(John A.Lindquist)による流動・非流動法批判についても論じた。これは流動・非流動法の後継換算法となる貨幣・非貨幣法の誕生を予言するものであった。

第7章「貨幣・非貨幣法の形成と制度化」では、こうした環境下で流動・非流動法に代って貨幣・非貨幣法が新たに形成され、制度化される経緯とその論理について検討を加えた。1951年のバックスター＝ヤーメイ(W.T.Baxter and B.S.Yamey)による換算プロセスにおける流動概念援用による適用換算レートの決定は選択基準としては瑕疵があるとの指摘をした論文²¹⁾を紹介した。同時に、この論文を参照して換算論理完成に漕ぎ付けたヘップワース(Samuel R.Hepworth)1956年論文²²⁾に検討を加えた。ヘップワース論文は、従来から信用分析の1つの技法として存在してきた流動概念を換算手続にそのまま適用することに対する不合理性について指摘しており、勘定科目の属性を無視した従来の換算論理に対する批判点を指摘した。ヘップワースは、誘導的に算出され発生した為替換算損益を実現損益と未実現損益に区分する試みや、こうした損益を適切とされる会計処理することについて具体的に検討を加えた結果、為替換算損益を実現損益と未実現損益に区分することは困難である結論に達した。為替損益は、全

体的な活動結果の構成要素を表していると考えべきであって、為替レート変動が生じた時点の外貨残高を換算することと結び付けて認識すべきであって、為替実現損益と為替未実現損益に分けるべきではない、とした。

その後、1960年、アメリカ会計担当者協会(National Association of Accountants: NAA)は、調査報告第36号(NAA#36)「在外活動における管理会計上の諸問題²³⁾」を著し、実務の立場から貨幣・非貨幣法を検討した。1950年代以降の国際経済情勢の安定を受けてのアメリカ企業の海外進出の繁栄に伴い、これまでにはなかった国際財務管理体制強化が求められるようになったことによる。

また、1968年には、タッカーマン(Bert Tuckerman)は、外部報告目的と内部報告目的に分けて、外国通貨変動の影響を報告することの重要性について、1960年代末におけるアメリカ外貨換算会計実務と照らし合わせ、その総括と展望をテーマに「外貨変動結果の報告²⁴⁾」と題する論文を公にした。1968年当時のアメリカ外貨換算会計実務の状況と当時の換算会計に対する認識を彼の論文に見いだすことができる。当時の外国通貨の急激、かつ、大幅な下落、平価切下げの状況下で、外国貿易分野で活躍している米国会計士がこの分野の担当者として求められる必要条件として、外国通貨変動結果を、報告技術をもって熟知していることが必要である点を指摘している。

第8章「テンポラル法の形成」では、貨幣・非貨幣法の改訂版であるテンポラル法の形成についてローレンセン(Leonald Lorensen)の1972年提案²⁵⁾を中心に検討を加えた。棚卸資産に対する低価法適用時の換算結果に生じる不合理の存在を認識しての同換算法の形成である。既存の為替換算レート自体に対して疑問を投げかけ

21) W.T.Baxter and B.S.Yamey, "Theory of Foreign Branch Account," *Accounting Research*, April 1951, p. 3.

22) Samuel R.Hepworth, *Reporting Foreign Operations*, Michigan Business Studies, 1956, (Reprint Edition 1980 by Arno Inc.).

23) NAA, *Research Report No.36*, "Management Accounting Problems in Foreign Operations," March 1, 1960, pp. 13-15.

24) Bert Tuckerman, "Reporting the Results of Foreign Currency Fluctuation," *Management Accounting*, Vol. XLIX, No. 8, April 1968, pp. 21-27.

25) Lorensen, Leonard, *An Accounting Research Study No.12-Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, American Institute of Certified Public Accountants, New York, 1972.

ず、取引日レートや決算日レートを適用するという換算法が大勢を占めていたなかで、テンポラル法が各勘定科目の属性を重視して換算論理を追求した換算法である点を主張した。テンポラル法は、属性法、同時点法とも呼ばれた。彼は、換算を「再測定変換過程 (remeasurement conversion process)」と定義づけ、有効な計算を実施するためには計算に先立って単一測定単位にそろえる必要がある点を指摘し、測定された勘定の属性までは変更してはならないとした。また、換算は、測定単位以外の外貨表示財務諸表作成に用いられた会計原則を変更することはできないとした。在外子会社の財務諸表をアメリカの会計原則に準拠させる唯一の方法は、換算前に外貨表示財務諸表の会計原則をアメリカの会計原則に変更することであるとされた。

このローレンセンの主張は、次の3つのテーマに基づいて展開された。

- (1) 属性の決定、(2) 公正価値原則、
- (3) テンポラル原則

ローレンセンは、ドルに対する為替損益の支配力は為替レートが変動している間に外貨および約定価格で記載された外貨決済額を所有している結果として生じるのであり、財務諸表において報告されるドルに対する支配力、つまりドルに交換される可能性 (Command over U.S.dollar) に基づく損益を「外国為替損益」と呼んでいる。そして彼は、損益について外国為替損益は繰延経理されるべきではないとした。それは、貸借対照表に資産でもない、負債でもない、変則的な「仮勘定」を計上することになるからであり、繰延経理は貸借対照表に為替レート変動の影響額を報告するが、損益計算書には報告しないことになるからであるとしている。為替損益が生じたならば、一貫して両方の

財務諸表に報告すべきである。一方にのみ報告するのは、否定と肯定を同居させることを認めることであり、矛盾していると述べて批判した。為替レート変動の結果は、貸借対照表目的と損益計算書目的の両方のために、発生した期に報告されるべきであるし、また、繰延経理は人為的な利益平準化をもたらすため財務諸表の情報としての価値を弱めてしまうとした。

第9章「決算日レート法の形成」では、イギリスとカナダの影響を受けてテンポラル法に対する批判と相前後して提唱されるようになった決算日レート法の形成に検討を加えた。この頃より企業観に基づいて、現地化の進んだ在外活動単位を本国親会社から別の独立した経済主体として認識する立場として、従来の認識と区別して現地主義 (Polycentric, Local Perspective) と命名するにおよぶ²⁶⁾。これに対して、従来のものを本国主義と命名する。決算日レート法は、まさに現地主義、外貨尺度説に支持される換算法として誕生した。その起源は、1968年のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW) 勧告書第25号 (N.25)²⁷⁾ にまで遡る。本章は、現代イギリス外貨換算会計の系譜研究をテーマとする。

N.25は、カレント・コスト会計の潮流を汲むものであるが、多国籍企業の在外活動の現地化の進むなか、在外活動の換算損益を積極的に把握するために誕生した勧告書である。取得原価主義に対してカレント・コスト会計の流れを汲む決算日レート法、この換算法を採択するにあたっては、相矛盾する二律背反の問題を共存させることになる。なお、本章においてICAEWのN.25から会計基準委員会 (Accounting Standards Committee: ASC) より1983年に公表された会計実務基準書 (Statements of Standard Accounting Practice: SSAP) 第20号 (SSAP#20)「外貨換算

26) H.Perlmutter, "The Tortuous Evolution of the Multinational Corporation," *Columbia Journal of World Business*, January-February 1969, pp. 9-18. 先の本国主義、現地主義の他に世界主義 (Geocentric)、地域主義 (Regeocentric) という企業観が紹介されている。

27) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Recommendation on Accounting Principles N.25* "The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies," ICAEW, 17th Feb. 1968.

(Foreign Currency Translation)』²⁸⁾までを研究対象とする。それは、SSAP#20が1983年に成立するまでにSSAP#6(1974年)、同公開草案第16号(1975年)、同公開草案第21号(1977年)、同公開草案第27号(1980年)が次々と換算会計というテーマとの関わりのなかで直接、間接に関わりをもった末、ようやく到達した結論である点に注目しなければならないからである。1968年から1983年までの15年間にわたる現代イギリス外貨換算会計の系譜を概観するとともに、19世紀以来のイギリス外貨換算会計との相違を認識することを目的とする。アメリカ外貨換算会計に受け継がれた源流であるイギリス外貨換算会計がこの時期に、再び、換算会計をテーマとしてイギリスにおいて再考を開始したからである。

なお、後半部分で、1972年のパーキンソン(R.M.Parkinson)によるカナダへの決算日レート法導入を推奨する論文の検討を行った。当時、次のようなカナダ経済固有の特殊事情があったことによる。

- (1) カナダ企業は他の国々と比較して外貨によって決済される債務が多く、これらの債務をカナダ通貨に換算しなければならないこと。
- (2) カナダ企業の在外子会社は増加しつつあるが、アメリカやイギリスと比較してカナダの直接対外投資水準は低いこと。
- (3) カナダ国内には、他の国々より外国企業の子会社が多いこと。

第10章「テンポラル法 対 決算日レート法」では、テンポラル法と決算日レート法をめぐる換算法としての是非を問う形で展開された論争に注目した²⁹⁾。ローレンセンに対するパーキンソンによるカナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA)刊行の

調査研究『外貨換算』³⁰⁾、および、Journal of Accountancy誌上での論争である。彼らの1972年、1973年の大論争は、今日、換算会計史上、「換算理論史上の華」³¹⁾と称されている。彼らの大論争のなかに先の企業観の相違に基づく換算会計のあり方の違いを確認するとともに、そこから発生する換算差額の本質把握について検討した。この論争のなかに今日の換算会計の問題点を解明する糸口が存在すると考える。

また、ローレンセンは、パーキンソンの考え方に対して、外貨表示財務諸表と換算後財務諸表が比較可能であるという信念に基づく誤解は、換算の性質について説明することにより判断できることであり、その測定値がさまざまな単位で表わされているならば有用な計算を行うためには単位を揃え、その測定値を単一の単位に変換しなければならないとして論争を一層激しく展開した。この論理によれば、アメリカ企業の測定単位は米ドルであり、外国における測定単位は一般には現地通貨(外貨)である。このため他の国の貨幣で表された測定値が単一の国の貨幣単位に変換された場合にのみ、有用な計算が行われるはずである。ローレンセンによれば、換算とは、ある国の貨幣単位で示された財務諸表の測定単位を他の国の貨幣単位で示されたものに変換する再測定変換過程である。ある単位での測定値に変換要因を加味することによって、他の単位での測定値に変換される。変換要因が一定であるならば、変換前と変換後の測定値は比較可能である。しかし、換算は為替レートが絶えず変化している再測定変換過程であるので、外貨表示財務諸表と換算後財務諸表は比較可能ではない。利益のような項目は、その項目の外貨額に為替レートを乗じるのではなく、まず、各々の構成項目をドルに換算し、これを加減してドル利益を算出することになる、

28) Accounting Standards Committee, Statements of Standard Accounting Practice No. 20, *Foreign Currency Translation*, April 1983.

29) 拙稿「テンポラル法と決算日レート法」『豊橋短期大学研究紀要』第9号(1992.3)37頁~51頁。

30) CICA, A Research Study of Canadian Institute of Chartered Accountants, *Translation of Foreign Currencies*, by R.MacDonald Parkinson, 1972.

31) 宮田達郎著『外貨連取引等会計処理基準十講(改訂版)』同文館(1984)237頁。

と説明している。

第11章「米国財務会計基準審議会による1981年の換算論理の変更」では、第9章および第10章での展開を受け、今日の外貨換算会計をめぐる国際的潮流として状況法のなかに組み込まれる形で決算日レート法が主流を形成しようとする点について検討を加えた。FASBによる1981年の換算論理の変更がテーマである。

1975年、FASB基準書第8号(SFAS#8)³²⁾は、テンポラル法の制度化を果たした。だが、その後、同換算法自体の換算論理の絶対優位を認めながらも、外国為替市場に発生したドル安・外貨高といった環境変化に伴い、現地資本調達において為替換算差損を大幅計上せざるを得なくなった事実と、これに基づき各企業の業績が悪化し、SFAS#8適用企業からテンポラル法批判が噴出するに至った経緯について考察する。その結果、1981年には機能通貨(Functional Currency)概念の採用により現地通貨が機能通貨と認定できる場合には決算日レート法換算を、そうではない場合には従来通りテンポラル法換算を施すとする状況的区分に基づく、部分決算日レート法を認めるFASB基準書第52号(SFAS#52)³³⁾が、制度化された。SFAS#8発効後、わずか6年にしてFASBが換算論理を変更した点が本章のテーマである。

第12章「為替レートの選択とAAA国際会計委員会1975年報告」では、AAA国際会計委員会(Committee on International Accounting: CIA)1975年報告の為替レートを外貨表示財務諸表換算にそのまま適用する誤謬の指摘と、適用換算レートの吟味を通じて購買力平価指数に基づく換算の是非についての検討に考察を加えた。

外貨換算会計の歴史は、その対象となる経済活動単位の行動様式の変化を把握する歴史でもあり、在外活動把握のための換算レート選択の

歴史でもある。換算差額の本質をめぐる究極のテーマは、適用換算レートをいずれのものを、どの時点で、どのように用いるかである。同委員会報告は、為替レート適用の誤謬について次の4点を指摘した。

- (1) 外貨換算に際して外国為替レートを用いる根拠不足
- (2) 海外に残留する在外活動単位の有する資源を換算する際に、為替レートを用いる不適切性
- (3) 実勢為替レートと均衡為替レートの乖離の存在とその調整機能
- (4) 為替レートへの操作介入の余地

同委員会は、これらの根拠から購買力平価指数に基づく処方箋を提出した。そして同指数の算出、応用の可能性に言及している。だが、技術上の困難な点についてCIAも認めた上で、CIAは、購買力平価指数の理論的有用性と結果との差の評価にあたり、GNPデフレーターの評価の類似的な方法を用いてはどうかとする提案をした。これは通常、デフレーターによる同質化がある一定の制約条件のなかでのみ有効なものとなり、全般的に有効な修正値とはなり得ないことが一般的である過去の経験に基づく。CIAの示す換算法は、補足的財務情報の提供を短期的目標とする場合には有効であっても、長期的には、財務諸表が取得原価主義に基づいている限り、先進工業国の一般に認められた会計原則、制度会計とは逆行するものとなる点を指摘した。結局、連結すべき項目を同一通貨によって表示させ、しかも、同一金額に同一貨幣購買力を具現化するアプローチは、各国がインフレーションに病んでいた当時としては、不可避的に将来進むべき方向性を示していたものと考え

32) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.8—Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, October 1975. 拙稿「外貨換算会計における基礎的研究——換算会計史におけるSFAS#8の位置づけを中心にして——」『愛知大学大学院愛知論叢』第42号(1987.2)21頁~47頁。

33) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.52—Foreign Currency Translation*, FASB, December 1981.

る。この関連において、高率インフレーション経済下にある在外活動単位の換算問題についても、若干の考察を加えた。

第13章「外貨換算会計類型化と国際会計基準への調和」では、外貨換算会計基準の国際的統一化の可能性と限界を検討した。さらに、外貨換算会計の将来像を探るために、外貨換算会計類型化への試みをテーマに検討を加えた³⁴⁾。会計基準の国際化、統一化、調和化、開示情報の相互承認、国際会計基準の国内化が論じられる時代であって、必要な研究領域である。

そこでは、経済実態を表わすさまざまな企業観³⁵⁾、企業の行動原理を念頭におく必要がある。また、過去約100年間におよぶ外貨換算会計史の動向を勘案すると、外貨換算会計のあるべき姿を考えるためには2つの概念、エクスポージャー(exposure)概念³⁶⁾とポジション(position)概念が外貨換算会計の類型化に一定の、しかし、非常に重要な役割を果たすと考える。そこでこの両概念を考慮に入れて、今後の換算会計の方向性を探るために理論、歴史、政策、制度および教育に配慮を要する点、さらに、制度として導入することによるコスト・ベネフィット計算の必要性を指摘した。今日の外貨換算会計はリスク管理からの要請が、従来にも増して増大しているからである。

こうしたアプローチによる為替換算損益および為替決済損益の認識、会計処理そして開示方法を含む類型化は、的確な批判を生む一助となるとともに、各国会計制度の記述と分析を精緻化し、その予測能力を高める機能をもつ。これは、調和化の可能性の限界を明確にする機能を併せもつことになる。調和化、国内化に向けての類型化の果たすべき役割は、ある国が対象となった外貨換算会計制度の特質と進むべき方向を知り、発展途上国が継受すべき制度についての知識修得のためにも有益である³⁷⁾。

第14章「英国外貨表示財務諸表換算会計の国際会計基準国内化への対応」では、イギリス外貨換算会計における初期状況法の視点から、1968年N.25から1983年SSAP#20までの変遷史を再考した。この領域において類型化の縮図を見いだすことができるからである。イギリスのN.25における期末日レート法と流動・非流動法における状況法の論理とアメリカの1972年当時の決算日レート法とテンポラル法(修正貨幣・非貨幣法)における状況法の論理の間には興味深い相違点が認められる。殊に、在外活動単位が本国親会社に従属した場合における換算論理の相違点に注目を要する。(259頁参照)

第15章「変動為替相場制への対応と管理会計」では、為替リスク管理の問題を為替エクスポージャーの管理問題として位置づけ、レサード(Donald R.Lessard)とノーリア(Nitin Nohria)の研究成果を中心に検討を加えた。為替エクスポージャーは、換算エクスポージャー、取引エクスポージャー、そして経済エクスポージャーに分類される。彼らは、為替レート変動への上手な対応により業務利益を増加させようとする対応も含む、積極的管理法を検討した。

「結語」では、本書の要旨とまとめを示した。

現在、外貨換算会計は一般的に1960年代の国際会計成立期を経て固有の研究領域を形成したものと解されている。だが、外貨換算会計は、遥かそれ以前から実務慣行として存在していた。固有の生成発展過程を展開しているにも関わらず、この点に注目する研究がこれまでに僅少であったことによりきわめて制約を受けてきたことを認めざるを得ない。

本書は、こうした経緯から文献資料に基づく歴史研究という方法により論考した。検索・収集した文献資料に基づきパーソナル・コンピュータを用いて、データベース「外貨換算会計雑誌記事索引」を構築し、研究の効率化を図っ

34) 拙稿「外貨表示財務諸表の為替換算会計をめぐる諸問題」『豊橋短期大学研究紀要』第5号(1988.3)7頁～19頁。

35) H.Perlmutter, "The Tortuous Evolution of the Multinational Corporation," *Columbia Journal of World Business*, January-February 1969, pp. 9-18.

36) 穠山幹夫稿「外貨換算会計に関する基礎的考察」『会計』第132巻12月号第6号(1987.12)74頁～86頁。

37) 大雄令純著 前掲書 27頁。

た。そして本書では、20世紀アメリカ外貨換算会計を理論、歴史、政策、教育における変遷過程を追究するために、その起源を19世紀末のイギリス外貨換算会計に求めた。時代要請により如何にイギリスおよびアメリカにおいて生成発展を遂げてきたかについて論述した。これは、データベースを構築する過程を通じての学術的文献研究の結果、その生成は一様なものではないことが判明したからである。

今日、外貨表示財務諸表の換算法として最も歴史を有して一般的に知られているのは、流動・非流動法である。その原型を19世紀末当時のイギリス外貨換算会計の変動・非変動法に求めた。既に金本位制度下にあった1890年代のイギリス企業とその他の金銀複本位制度、あるいは銀本位制度などのイギリス本国とは異なる通貨制度を有する国々の企業との間の取引に際して、在外資産や在外負債の評価、在外活動の経営成績の評価、報告をめぐって平価換算が一般的であった当時において、平価換算による換算済みの財務諸表に変動概念による区分に基づく変動・非変動法を施すことにより実際額を反映する形で変動資産、変動負債などに修正を加えることのような影響が出るかについて検討を加えた1891年のAccountant誌に掲載されたプラム論文に論じた。彼の論文が、会計文献、専門誌に掲載された論文としては、最古である。

本書は、平価換算が一般的であった当時であればこそ換算会計情報をより有用なものとするために変動・非変動法は考案され、画期的な換算法となり得たと解する。同時に、その後の同換算法の精緻化過程にも言及した。それは、変動・非変動法の精緻化をめぐり展開した1904年のディクシーと1910年のカットフォースの雑誌論文が、プラムの考え方を踏襲しており、後年、流動・非流動法という形で名称変更を伴いはするものの本質は保持したままアメリカ外貨換算会計として20世紀初頭にイギリスより移植されることになったからである。国際経済活動の中心がイギリスからアメリカに移る過程と同調している。

本書は文献研究であるが、同時に、外貨換算

会計がおかれた状況を概観するために社会環境、経済情勢、そして会計処理法を1890年代から約100年間にわたり時代別に分析した。各時代における特徴的な背景を勘案しながら会計処理目的を設定し、会計処理方法を論理的に整理する方法論を採用した。その成果として、「外貨換算会計年表」(第1章)を作成した。これにより外貨換算会計に関わる雑誌論文、調査研究、調査公報、公開草案、基準書などを社会情勢、経済環境などと関連させながら概観できるようにして一覽性を確保した。

わが国は現在、制度会計において世界に類を見ないトライアングル体制を有している。日本は世界のなかで最も国際会計基準の国内化の可能性と限界を検討せざるを得ない複雑な会計環境下にある。逆説的ではあるが、本研究のような生成発展史的観点に立脚する研究は、アメリカ基準や日本基準をいかに国際会計基準に統一化、調和化を果たし、どのように開示情報を相互承認するか。また、国際会計基準のわが国への国内化の可能性と限界を検討する重要な基礎研究となろう。国内化の可能性と限界を認識することは、会計政策策定のための一役を担うことにもなる。

本書は、類型化によりアメリカ外貨換算会計生成過程、すなわち、為替差額の認識・測定ならびに開示過程は、実務慣行から会計基準による制度上のフレームワークが確立されるまでを概観すると次のような5期に区分できる、としている。

第一期は、イギリスを中心とする1891年のプラムから1921年のフィニーまでの変動概念に基づく変動・非変動法が換算会計実務の中心を占め、実務が外貨換算会計理論をリードする時期である。アメリカ外貨換算会計の萌芽期である。第一期のキーワードは、(1)変動概念と変動・非変動法、(2)本位制度、(3)固定平価換算である。

第二期は、アメリカを中心とする1913年のディキンソンから1953年のAIA会計調査公報第43号第12章までの流動概念に基づく流動・非流動法の制度生成期である。1913年のディキンソン

は、アメリカで変動概念を流動概念と名称変更をして一般に紹介した。暫くの間は、変動概念と流動概念の併用される時期を経験するが、1922年のアッシュダウン報告以降、アメリカでは流動・非流動法が変動・非変動法と完全に入れ替わった。

制度化の第一歩として1931年にAIAは、組織的研究成果であるAIA公報を公にした。AIAは、1931年から1953年までの約20年間に為替換算差額の実現・未実現を検討し続け、7つの報告書を公表した。

流動・非流動法は、1913年以降、換算会計史上、稀に見る約40年間におよぶ歴史をもつことになった。そして1953年、その成果は、AIA会計調査公報第43号第12章として集大成され、固有のアメリカ外貨換算会計制度が確立された。また、換言すれば、AIAは、この検討過程を通じて国益重視、株主・債権者保護の立場から為替換算差額の認識をめぐる保守主義の立場をとりつつ、当期業績主義と利益剰余金計算による繰延経理について幾度か検討を繰り返した。ここに外貨換算会計の分野における当期業績主義と包括主義をめぐる議論の足跡を認めることができる。第二期のキーワードは、(1)流動概念と流動・非流動法、(2)信用分析、(3)ロング・ポジションと為替差損、(4)ドル高・外貨安である。第二期以降は、アメリカ外貨換算会計を中心に検討を加えた。

第三期は、1951年のバクスターとヤーマイから1968年のワットまでの貨幣概念に基づく貨幣・非貨幣法の外貨換算会計制度の生成期である。流動・非流動法批判期として位置づけられる。在外資産や在外負債の貨幣価値額に注目する必要性が2度にわたる世界大戦を経て生じた。送金制限や為替レート規制が流動・非流動法を批判させる引き金となるとともに、貨幣価値額を重視する換算法を生んだ。第三期のキーワードは、(1)貨幣概念と貨幣・非貨幣法、(2)ショート・ポジションと為替差益、(3)ドル高・外貨安である。

第四期は、1972年のローレンセンから1978年のカナダ勅許会計士協会(CICA)ハンドブッ

ク・セクション1650までのテンポラル概念に基づく貨幣・非貨幣法の修正、すなわち、テンポラル法の外貨換算会計制度の生成期である。低価法適用時における決算日レート換算の容認である。同換算法は、属性を重視した本国主義に立脚した最も理論的な換算法である。固定為替相場制から変動為替相場制への移行期に誕生した換算法である。これまでの換算法は、換算に際して財務諸表項目を流動性の有無、あるいは、貨幣性の有無によって区分することで、換算レートを選択適用して換算処理を施し、本国通貨であるドル価額を算出してきた。しかし、ここには何故、換算レートが適用されるのかという問いに対して、一切、その理由は明らかにされてはいなかった。換言すれば、従来の換算法の項目別分類基準は為替レートの選択についての基準については不問にふしたままであった。テンポラル法はこの点に疑問を投げかけ、解法の糸口を求めた。同換算法は、外貨表示財務諸表換算の本質追求と換算会計のあるべき姿を模索し、その体系化を試みた換算法である。第四期のキーワードは、(1)テンポラル概念、低価法、貨幣・非貨幣法の修正、(2)属性法(同時点法)、(3)外貨尺度否定説と本国主義、(4)ショート・ポジションと為替差損、(5)ドル安・外貨高である。

第五期は、1968年のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)勸告書第25号から現在までの状況的区分に基づく状況法の外貨換算会計制度の生成期である。同換算法は、在外活動単位の現地化の程度に応じて貨幣・非貨幣法(または、テンポラル法)と決算日レート法を選択適用させる併用型である。決算日レート法は、イギリスのカレント・コスト会計の影響を受けて考案された換算法である。現地経済、殊に、南アメリカ諸国の経済がインフレーション傾向を呈し、現地貨幣購買力が顕著な下落を引き起こしたことによって生じた為替換算差損の認識と同会計処理についての問題に対処するために登場した。現地資産、現地負債の評価が問題になったことと軌を一にする。この換算論理は、今日の主流となっている状況的区分に

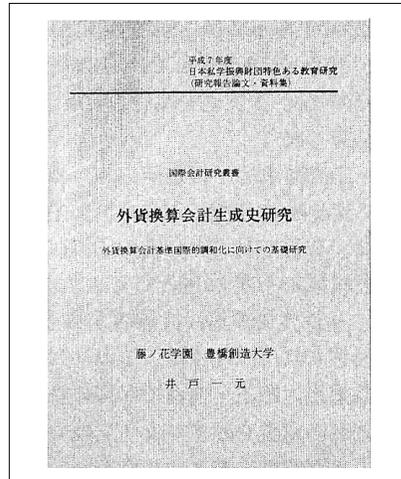
基づく換算法の誕生そのものを示唆している。

決算日レート法が換算会計史上、単独で制度として組み込まれたことはないが、在外活動単位の顕著な現地化、すなわち、本国親会社からの独立化により状況的区分に基づき換算法の選択適用が求められた。決算日レート法は、時価主義と取得原価主義の関係に一石を投ずるものであるが、在外活動の現地化に対応するための換算法として登場した。

これまで状況法の検討・導入は、決算日レート法の位置づけをイギリスとアメリカにおいて同一のようにして捉えられてきたが、その本質は異なると考える。換算法の選択に際して、イギリスにおいては決算日レート法が流動・非流動法との間で換算論理を展開したのに対して、アメリカにおいてはテンポラル法との間で換算論理を展開したからである。テンポラル法は、貨幣・非貨幣法の修正換算法として位置づけられるものであり、流動・非流動法とは換算論理を異にする。第五期のキーワードは、(1) 状況的区分と換算法の選択適用、(2) 外貨尺度説と現地主義、(3) ロング・ポジションと為替差益、(4)

ドル安・外貨高、(5) 将来キャッシュ・フロー、(6) 機能通貨、(7) 国際会計基準の国内化である³⁸⁾。

(1997.1)



豊橋創造大学経営情報科
国際会計研究叢書 非売品

38) 拙稿「ドイツの財務報告と国際会計基準の国内化」『豊橋創造大学紀要』創刊号(1997.3)55頁～66頁。